

北海道地域暖房㈱

RDFボイラープラントからの排ガス中のダイオキシン類について

弊社RDFボイラープラント^{※1}については、札幌市との協定（[参照](#)）において排ガス中のダイオキシン類の基準値を定めるとともに、定期的に濃度測定を行うこととしております。この度、濃度測定を行ったところ、協定で定める基準値の超過が判明したことから、札幌市と協議の上、以下のとおり対応を進めておりますので、その内容をご報告致します。

1. これまでの経過

- 11月18日 ダイオキシン類測定のため排ガスを採取。
(分析結果が出るまで2週間から1ヶ月程度)
- 12月1日 札幌市との協定による基準値(0.1ng-TEQ/m³ ^{※2})を超える0.31ngTEQ/m³が測定されたことが判明。直ちに札幌市への報告。
- 同日 ボイラー停止。

2. 基準値超過原因

ボイラーの点検の結果、明確な異常は見受けられませんでした。以下の点が懸念されます。

- ①ボイラー内、煙道堆積灰、流動砂に含まれる塩素によるダイオキシン類の再合成
- ②固形燃料と一緒にボイラー内へ持ち込まれる鉄によるダイオキシン類の合成促進
- ③固形燃料中の塩素量の増加

3. 措置

懸念される原因に対応すべく以下の措置を実施することとし、これまで以上にダイオキシン類の排出濃度管理を徹底致します。

- ① ボイラー内、煙道堆積灰の徹底除去、流動砂の入れ替えを行います。(実施済)
- ② 燃料コンベヤへ鉄除去用磁力選別器を設置します。(実施済)
- ③ ばいじんを捕集する装置であるバグフィルタのろ布を、ガス状ダイオキシン類を分解することができる仕様のものへ交換します。
- ④ ③の交換には数カ月程度の納期を要する事から、それまではダイオキシン類の吸着・除去に効果のある活性炭を煙道に吹込みます。

4. 再稼働

前項の措置を講じた上で、12月12日にボイラーを一時的に稼働させ、12月15日にダイオキシン類濃度測定のための排ガスの採取を行います。採取後は速やかにボイラーを停止し、分析結果により、ダイオキシン類濃度が基準値以下であることを確認できた時点で再稼働することを予定しております。(分析結果が出るまで2週間から1ヶ月程度)

なお、RDFボイラー再稼働までの当面の間は、重油及びガス焚きのボイラーで熱供給を継続してまいります。

5. 健康影響について

人の摂取するダイオキシン類は、98%が食品に含まれているものからであり、大気から摂取する量はわずかであります。(参考：環境省水・大気環境局ダイオキシン対策室作成パンフレット)

大気的环境基準としては、0.6 pg-TEQ/m³ ※³ という基準が定められておりますが、札幌の大気については、この環境基準の10分の1以下となっております。

今回の排ガスが煙突から出て拡散し地上に達した場合の濃度は、環境基準の100分の1以下と計算されておりますので、周辺環境や住民の健康への影響はないものと考えております。

今回基準値を超え、昨年に引き続き御心配をお掛けしておりますことについて、近隣住民をはじめ関係者の皆さまに心よりお詫び申し上げます。

なお、今後につきましても、引き続き札幌市と協議しながら対応してまいります。

※1 RDFボイラープラントについて

所在地：札幌市厚別区厚別東3条1丁目1番1号

施設概要：札幌市等にて製造されている主に紙くず等を原料としたごみ固形化燃料(RDF)を燃焼させ、その熱を地域熱供給の熱源として利用する施設

ボイラー設備：N-900F型流動床ボイラー

規模等：伝熱面積 919.3 m²、最大燃焼能力 4,640 kg/h

稼働年：平成15年(2003年)

※2 ng(ナノグラム)は10億分の1グラム

※3 pg(ピコグラム)は1兆分の1グラム

問い合わせ先 北海道地域暖房㈱

809-3311(代)